

とっとり夢プロジェクト事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、とっとり夢プロジェクト事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、「なりたい自分」「描いている夢」に一步でも近づきたい高校生等が、個性や創造力を伸ばすことができるように、高校生等の自由な発想で行う自主的な企画の活動を支援するものであり、さらには、生徒自らの自主性・個性の伸長、学校や地域の活性化につながることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的を達成するため、この要綱の規定に基づき交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）を実施する者（県内の高等学校、特別支援学校高等部及び高等専門学校（1～3年次）に通学する者に限る。以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する経費のうち、補助事業に伴う助成金その他の収入（本補助金を除く。）の額を控除した額で、県が認める額（50万円を限度とする。）とする。
- 3 なお鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、教育長が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(調査)

第5条 県は、前条の交付申請を受け、必要と認めるときは、申請内容等について申請者から聴取等の調査を行うことができる。

(審査)

第6条 審査は、審査会において行う。

- 2 審査会の設置及び審査方法については、教育長が別に定めるものとする。

(交付決定の時期等)

第7条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた後、審査会を開催した日から20日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増を伴う変更
- (2) 補助事業に要する経費の総額の20%を超える変更
- (3) 交付目的の達成に支障が生じ、又は事業効率の低下をもたらすおそれのある事業変更

- 2 第7条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第9条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という）は、次に掲げる日までに行われなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了、中止若しくは廃止の日から30日を経過する日又は交付決定を受けた年度の3月10日のいずれか早い日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の3月10日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 実績報告にあたり、事業実施者全員が活動レポート（活動内容、感想等を記載したもの）をあわせて提出することとする。

(情報の公表)

第10条 県は、補助事業の公正性及び透明性を高めるとともに、広く高校生等及び地域住民等の参考とし、活動の促進を図るため、事業の申請及び報告の書類並びに前条による報告は、必要に応じて個人情報を除き公表することができることとする。

(財産の処分制限)

- 第11条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が定める期間）とする。
- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
- (1) 取得価格又は効用の増加価格が10万円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
- 3 第7条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(雑則)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和7年4月23日から施行する。